53

<資 料>

# ラジオ局「エーハ・マスクヴィ」 編集局定款

鈴木 博 信

### はじめに ――なぜ「エーハ・マスクヴィ」か――

プーチン大統領はことし春に2期目の任期がおわるのを控えて、側近中の側近である弟分、若冠42歳のメドヴェージェフ第1副首相・「ガスプロム」会長を後継者にきめた。メドヴェージェフ氏は、プーチン政権の世論工作よろしきを得て、3月の大統領選で圧勝することが確実視されている。同氏は、新大統領に就任するとともにプーチン氏を実力首相に据えて、いわば2頭立て体制をとることを確約している。

プーチン体制がこのように圧倒的な国民の支持を調達してきた決定的なよりどころの1つが、マス・メディア(とりわけ影響力の大きい放送メディア)にたいする徹底したコントロールであることは、よく知られている。具体的にいうと、すでに2005年現在でクレムリンから真に独立した報道をつづけているといい切れるのは、放送メディアではラジオ局「エーハ・マスクヴィ」(=「モスクワのこだま」)1局をのこすだけ、活字メディアでも、全国紙では週刊新聞の「ノーヴァヤ・ガゼータ」紙1紙だけとなった。ほかには、ロシア各地の地方紙のなかで30~40紙(発行部数はあわせて50万部程度にすぎない)が、クレムリンにたいして是々非々の立場に立った報道をつづけているに止まる(アレクセイ・シーモノフ「第4権力の変容――メディアは国家の広報部門になった――」、『独立新聞』、2005年10月

7日号)。

なかでもテレビは、新興財閥のグシンスキー氏が創設したロシアではじめての民間「独立」テレビである NTV が、2001年春プーチン政権によって事実上同氏から奪いとられ反骨精神にとんだキャスターと記者集団が追放されたのを分岐点にして、第1チャンネル(ORT)、ラシーヤ(RTR)、NTV の3大全国テレビ網を一手におさめた、クレムリンのテレビ支配が確立している。

そうした放送界にあって、上述したようにただ1局、真に独立したニュース報道と歯に衣きせぬトーク番組で気を吐きつづけている「エーハ・マスクヴィ」は、ゴルバチョフ時代の1990年(この年、言論・報道の自由を再生させる画期的な「マス・メディア法」が成立)にスタートした、「民間ラジオ局」第1号であり、30分毎のニュースをふくむ24時間放送の先鞭をつけるとともに、グシンスキー氏の持株会社「メディア・モスト」を大株主に迎え入れた。

しかし、グシンスキー氏の所有する全国テレビ NTV がプーチン政権に奪われたおなじ2001年、(ロシア第1の大企業でもある)世界最大の天然ガス生産会社にしてクレムリン企業そのものといってよい「ガスプロム」がメディア支配のためにつくった子会社「ガスプロム・メディア」が、ここでもグシンスキー氏にとってかわり、同ラジオ局の株66%を入手して、筆頭株主となった。

以来2008年2月現在まで、「エーハ・マスクヴィ」の所有者は、株の3分の2を制する「ガスプロム・メディア」社とのこりの34%、3分の1をもつ同局記者集団の2者となっているわけだが、9人から成る同ラジオ局の取締役会に「ガスプロム・メディア」社が直接おくりこんだ人物はいまのところ4人にとどまり、のこりは記者会の代表3人、株の所有とは直接かかわりのない独立の取締役2人という顔ぶれになっている。

同局の名物編集長アレクセイ・ヴェネディクトフ氏は、この構成を「いつでもそれなりの妥協をはかりうる構成だ」と評しているが(以下、2007年9月19日の談話。第5回日口学術・報道関係者会議に参加したメンバー

で同氏にお会いした), 同編集長が記者集団の自主性を奔放なまでに尊重 し独立不覊の編集方針を貫くことができているのは, 取締役会の構成もさ ることながら, ここに紹介する「編集局定款」のなかに, 編集長が記者集 団の信望を失わないかぎり, 編集長の座を守りつづけうる仕組みが埋めこ まれているからに他ならない。

すなわち、「定款」が4.4.のa)~e)の5項目に分けて明記しているとおり、任命されるべき編集長の候補を決定するのは、あくまで記者会総会なのである。したがって、かりに筆頭株主の「ガスプロム・メディア」社が取締役会で絶対多数を制し、編集長を解任して意中の候補を立ててきても、記者会総会は、たとえば、みずからの信認する前編集長を候補に決定するという形で多数派株主の決定をくつがえすことができる。つまり、何度取締役会側があらたな候補を立ててきても、これをくりかえし抑止しうる制度的保障を手にしているわけである。

ヴェネディクトフ編集長自身の表現を借りると,「わたしは2つの機関でえらばれます。まず記者会総会でえらばれて,つぎに株主も入っている取締役会で承認されるのです。核を発射するボタンを入れたスーツケースに,安全のため,ふたつのカギがついているようなものといえます。正式に選任されますと,任期は3年で,編集方針はわたしだけがひとりで決定できるのです」ということになる。

同編集長にわたしがはじめて会ったのは、2006年10月の第4回日口学術・報道者会議のメンバーが「エーハ・マスクヴィ」を訪問したときで、プーチン政権の、とくにチェチェン政策を真向うから批判しつづけてきた、上記「ノーヴァヤ・ガゼータ」紙の論説記者アンナ・ポリトコフスカヤ女史が非業の死をとげた直後のことだった。

ヴェネディクトフ編集長は、「プーチン氏はジャーナリストを、外国人 記者もふくめ、権力者の道具としかみていません。ジャーナリズムが社会 に欠くことのできない制度とはかんがえていないのです」と言い切り、こ んどのプーチン氏の後継人事をみとおしたように、「プーチンの後継者は プーチンです。プーチン組には何人か息子がいますが、だれをえらんでも スタイルのちがいにすぎません | と断言していた(2006年10月19日の談話)。

「編集局定款」がどのような努力をつうじてかちとられ保持されてきたか、には別の物語りが必要だが、「エーハ・マスクヴィ」の構造が、所有権・経営権にたいする編集権の独立を保障するうえで、きわめて示唆にとむ一方式であることはうたがいをいれない。(2008年3月1日;「第5回日口学術・報道者鍵資料」より)

## マス・コミ機関《エーハ・マスクヴィ》 [[モスクワのこだま]] 編集局定款

モスクワ、2006年

#### 1. 総則

- 1.1. 本定款はラジオ放送局「エーハ・マスクヴィ」編集局(以下「編集局」とよぶ)の組織的・経済的・法的・社会的・職業倫理的活動の原則を規定するものである。
- 1.2. 編集局の創立者は閉鎖型株式会社「エーハ・マスクヴィ」(以下「会社」とよぶ)である。
- 1.3. 編集局の活動はロシア連邦法である「マス・メディアについて」を はじめとする現行の諸法規、「会社法」、本定款、ならびに[当社の所 在する]自治体の会社にかんする諸規定、の規制をうける。
- 1.4. 編集局の所在地は、ロシア連邦、郵便番号119992、モスクワ市、ノーヴィ・アルバート通り、11の1、である。
- 1.5. 編集局の郵便アドレスも同上とする。

#### 2. 編集局の活動の基本路線

- 2.1. 編集局の活動の基本目的は以下のとおりである。
  - a) 政治・経済・社会・文化・スポーツ・エンタテインメントその他も ろもろの情報をあつめ、しかるのちこれを様々なテーマの番組を制作 することをつうじてひろく伝達すること。
  - b) 報道される事実,事件をめぐって存在する様々な見方を提示するこ

と。

- c) 公表される素材については確実性・客観性・高い職業的水準を確保 すること。
- d) 放送を聞いてくれる人びとの文化・教養水準を高めること。
- e) 文化・スポーツ・芸術・娯楽・チャリティ・児童関連の番組を組織 すること。
- 2.2. これらの目的を達成するため、編集局と会社の首脳部は以下にあげ る課題の実現につとめる。
  - a)編集局スタッフの創造的可能性が可能なかぎり完全に発揮できるよ う力をつくす。
  - b) 職務規律を強化する。
  - c) 聴取者の好みや愛着のありかたを研究して、放送に生かす。
  - d) 国の内外の他のマス・メディアや創造的活動にかかわる団体・組織 とのつながりを保つ。
  - e) 国の内外の新聞・雑誌・放送界の代表や創造的活動にたずさわる知 識人との交流接触につとめるほか、応答・相談サービスもおこなう。
- 3. 編集局記者の権利と義務
- 3.1. 記者はみずからが信頼できると確信し、かつニュース・ソースもよ くわかっている情報にかぎって、これを伝達・解説・批判する。
- 3.2. 記者は、ひそかにかれに情報を打ち明けてくれたニュース・ソース にかんし職業上の秘密を守る。何人も記者にたいしニュース・ソース の公表を強制することはできない。
- 3.3. 記者が、自分がかいた記事や判断にかんし、たとえそれが部分的に 手を加えられ歪曲されていてもこれに署名したとき、何人もこの署名 を除去する権利をもたない。
- 3.4. 記者は、自分の活動が引き金となって制限・迫害・強制を招く危険 があることを重々承知している。極端な主義主張、性別・人種・言語 ・宗教・政治的その他もろもろの見解・社会的階層なり民族的出自の

- 58 (桃山法学 第11号 '08)
  - ちがい等のいかなる理由によるものであれ市民的諸権利にくわえられる制限にたいし、記者は自分の職業的義務を果すことによって反対する。
- 3.5. 記者は自分が武器を手にしたとたんに、かれの職業的活動が中断されることを認識している。
- 3.6. 記者は、記者という職業上の地位が行政・立法・司法の諸機関や政党をはじめとする政治団体に席をおいて活動することと両立しないことを認識している。
- 3.7. 記者は、事実を故意に歪曲すること・誹謗・いかなる状況下であれ 対価をうけて虚偽の情報をつたえあるいは真実の情報をかくすこと・ 剽窃(いかなるかたちにせよ記者仲間の仕事を利用するときには筆者 の名前を引用する義務がある)を職業上の重大な犯罪とみなす。
- 3.8. 記者は、情報が明白かつまぎれもなく商業的性格のものとみえないからといって宣伝やその他の商業的性格の情報をつたえるために自分の名声・権威・職業上の権利と可能性を利用することは、記者にふさわしくないとかんがえる。記者は、自分の扱った情報の公表または秘匿に関心のある情報源・人物・組織から金銭をうけとることはない。
- 3.9. 記者は、同僚の記者の個人的・職業的権利を尊重し擁護し、誠実な競争のルールを守り、国家機関からは最大限の情報公開をかちとることにつとめる。記者は、社会的・物質的・倫理的にみて明らかに好ましくない条件のもとで職務を果すのに同意することにより、同僚記者たちの個人的・職業的利害を損いかねない状況におち入ることを回避する。
- 3.10. 記者は、上にあげた諸原則にひとつでもそむくような任務は拒絶する。
- 3.11. 記者は、法廷でもその他の場面でも、民事法制・刑事法制に定められた暴力・暴力による脅迫・侮辱・精神的損害・名誉毀損からの保護をうける権利を行使しかつ主張する。
- 3.12. 当社職員の記者は、編集長の許可なしには、他のマスコミ機関で自

分の職業的活動を行う権利をもたない。

3.13. 記者は、編集長と社長の許可なしに職務上・営業上の秘密を論評す る権利をもたない。

#### 4 編集局の運営

- 4.1. 編集局は編集長が指揮をとる。
- 4.2. 編集長は以下の権限をもつ。
  - a) ロシア連邦法「マス・メディアについて」、「エーハ・マスクヴィー 社定款、本定款、に即してマスコミ機関としての当社編集局の創造的 活動を指揮すること。
  - b)「エーハ・マスクヴィ | のラジオ番組の制作・放送にかんする編集 局の編集上・創造上の政策を作成し実行すること。編集局の創造活動 をする全部門を指揮すること。

「エーハ・マスクヴィ」のラジオ番組の制作・放送について決定を 下すこと。

- c)編集局にかかわる、または編集局職員におよぶ命令・決定・指示 (職員の勤務体制、勤務時間、休暇期間、福祉・厚生サーヴィス、物 的その他の提供すべき援助、にわたる)を作成し、当社社長に提出し て承認をうけること。
- d)編集・創造部門の職員に雇傭すべき候補者。ならびに同部門が解任 すべき候補者を社長に提案すること。
- e)編集・創造部門の職員の出張について、社長に提案し推薦すること。
- f) 市民・市民組織・企業・諸組織・諸団体・政府機関にたいし、また 裁判において、編集・創造部門の各部課を代表すること。
- g) その他の編集長の職務にかかわる諸活動を遂行すること。
- 4.3. 編集長ならびに(職員たると非職員たるを問わず)編集局記者は、 現行法制に即したその他の権利を主張する一方、そうした義務も果す。
- 4.4. 編集長は、編集局定款の以下にしめす a)~d)項の規定にしたがっ て、当社取締役会によって3年の任期で任命され、取締役会会長また

#### 60 (桃山法学 第11号 '08)

は取締役会が全権を委任した人物 [=社長] が会社を代表して編集長 と取りかわす協定をふまえて活動する。

- a)編集長の候補者は、合計して当社の3%を下らない株をもつ株主 (ないし株主集団)、あるいは5人を下らない記者集団によって、記 者会総会に提案される。
- b) 記者会総会における議決権は、3か月以上編集局職員として勤務した記者が行使する。
- c) 記者会総会は、議決権をもつ記者の4分の3以上の出席をもって有効に成立する。
- d) 記者会総会の議決は、「1記者1票」の原則によって行われる。
- e) 記者会総会に出席した記者の半数以上の支持をえた人物が、編集長 候補として取締役会に提案される。
- 4.5. 任期中の編集長の解任は、任意の取締役の申し出、3%を下らない株をもつ株主(ないし株主集団)の提案、記者会総会で3カ月以上編集局職員として勤務した記者の過半数が解任を議決した場合、そして編集長自身が辞任を申し出た場合、それぞれの申し出をふまえて取締役会が決定する。
- 4.6. 編集長の権限が任期をまたずに停止された場合,取締役会が新たに任命した編集長が職務につくまでは、筆頭副編集長が編集長の任務を 代行する。

#### 5. 会社の権利と義務

- 5.1. 当社の定款が規定するところにより、当社の各機関は、それぞれの 担当にしたがって以下の権限をもつ。
  - a) 編集局の活動から上る利益を処理すること。
  - b)編集局の活動にかかわる諸問題にかんして(編集局職員である)記者の集団がもちだす提案を検討し、それらの諸問題について決定を下すさいには、上記の提案を考慮に入れること。
  - c) 現行法制, 当社定款, ならびに本定款の規定するその他の権利と機

能を遂行すること。

- 5.2. 当社定款が規定するところにより、取締役会は以下の義務を負う。
  - a)編集局定款、ならびにそれに加えられる変更・補足をみとめること。
  - b)編集長を任命すること。
  - c) 本定款が規定するところにしたがい、取締役会と編集長のとり交わ す協定をむすび、その条件を決めること。
  - d) 現行法制, 当社定款, ならびに編集局定款の規定するその他の義務 と機能を果すこと。
- 5.3. 当社定款の規定するところにより、当社社長は以下の義務を負う。
  - a)編集長の提案にもとづき、編集局職員の雇傭と解任を行うこと。
  - b)編集局にたいし、必要な物的・技術的基盤を保障すること。
  - c)編集局記者にたいし、かれらが職業上の義務を果すのに必要な技術 的手段を保障すること。
  - d)編集局職員にたいし、職務上の貢献と自らの義務にたいするかれら の創造的関係に即した報酬を提供すること。
  - e)編集局職員にたいし、プロとしての職務能力を高めることを物心両 面から奨励すること。
  - f) 記者が職務上の義務を果すさいに発生した問題について法律的援助 が必要となったさい、これを提供すること。
  - g) 現行法制, 当社定款, ならびに本編集局定款の規定するその他の義 務・機能を果すこと。

#### 6. 編集局定款

- 6.1. 編集局定款とその変更ならびに補足は、当社職員である記者の集団 の、3分の2以上が出席する記者会総会において過半数の替成により 決定され、当社取締役会の承認をうけるものとする。
- 7. 編集局の活動の基礎とその終結または停止の手順
- 7.1. 当編集局の活動は、これを終結または停止する権限をもつ当社の機

#### 62 (桃山法学 第11号 '08)

関の決定による場合,あるいは [マス・コミ機関の]登録をうけつける機関または現行法制によりその権限を与えられているその他の機関の訴訟にもとづく民事裁判を経て下される,裁判所の決定による場合にかぎり,終結または停止しうる。

- 7.2. 裁判所による当編集局の活動の終結または停止は、ロシア連邦法 「マス・メディアについて」16条 [活動の終結または停止] の規定するところにしたがって、行われる。
- 7.3. 当社が編集局を他者に引きわたすことを決定した場合,あるいは当 社の組織替えが行われ、組織上・法律上の地位が変更した場合,編集 局の権利と義務は、当社の法的継承者により決定される。